

國學院大學學術情報リポジトリ

宗教教誨活動における教誨師の施設への常駐と待遇
の沿革について：

「駐在」・「給与」の語に着目して

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2024-10-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 藤本, 頼生 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002001064

宗教教誨活動における教誨師の施設への

常駐と待遇の沿革について

―「駐在」・「給与」の語に着目して―

藤 本 頼 生

はじめに

戦後間もない昭和二十三（一九四八）年二月二日付の『神社新報』では、東京都内の小菅刑務所（現東京拘置所）・府中刑務所・八王子少年刑務所（のちの八王子医療刑務所、現在は閉鎖）の各行刑施設に神社本庁包括下の神社の神職から教誨師を推薦することになったと報じている。^①それから一か月後の三月八日付の同紙でも、東京・岩手・佐賀・鹿児島の一都三県に二月二十一日付で、神職四名の教誨師の推薦が決定したと報じており、これらの教誨師推薦の記事は、明治二十年代に中絶した神道教誨が、戦後になり約五十余年ぶりに復活したことを報じた記事でもある。

戦後、神社の神職がおおよそ行刑施設にて教誨師として活動する場合には、昭和二十二（一九四七）年十二月二十六日に規程第二十一号として定められた「神社本庁教誨師規程」の第四条に「本庁教誨師は、統理の命により神社庁に各一名以上常駐するものとし、当該神社庁管内の教誨事務並びに事業に従事する」という条文に基づいて、神社本庁教誨師が各都道府県神社庁に「常駐」して、神社庁管内にある各行刑施設に配属されて宗教教誨活動を行うこととされているが、^③なぜ、神社庁に「駐在」しなければならないのか、あるいはその「駐在」にあたっていかなる待遇を受けているのかという点に関しては、近年、繁田真爾や赤司友徳の著作が発刊されたことにより、重松一義の一連の業績を中心にあらためて監獄教誨に関する研究が注目されつつあるなかで、^④矯正史・行刑史の先行研究などからもまだ不明な点があり、こうした面を少しでも明らかにしてゆくことは、神道教誨の復活から七十年余が経過し、これまでの歴史経緯を実体験として知る者も減少するなかにあつて後世のために必要な作業の一つでもあると考えている。

筆者は、これまで近代以降の社会事業・社会福祉と神道との関係性を探るべく、宗教教誨活動を含む近代以降の行刑・矯正処遇や更生保護、児童自立支援と感化救済にかかる問題についても明らかにしてきたが、^⑤教誨活動に関していえば、主に行刑施設内に設置された神社等、神社神道との関係性や教誨の内容や組織的な課題等を主眼に置き考察を行ってきたこともあり、教誨師の待遇についての制度的な沿革についての考察は、今後の課題となっていた。

そこで本稿では、国の行刑施設のなかで収容者の宗教的情操を高めるためのボランティア活動の一つとして紹介される^⑥、各行刑・矯正施設で実施されている宗教教誨活動について、明治初期からの宗教教誨活動の沿革の概観とともに、とくに教誨師の施設への「常駐」・「駐在」・「給与」の語を念頭におきつつ、戦後の待遇面にかかる問題点について検討してみたい。

一、教誨師制度の発足と施設への常駐・待遇にかかる沿革

まずは、現在の宗教教誨の制度について述べる前に、現在の行刑・矯正施設における宗教教誨制度の前提となる近代的教誨師の施設への常駐と待遇にかかる制度面について述べておきたい。

そもそも刑務所や拘置所、少年院などの行刑・矯正施設で行われる宗教教誨活動の源流は、平安時代の光勝（空也上人）や永観、春朝、鎌倉時代の叡尊や忍性、厳真ら僧侶の活動にまで遡るとされ、江戸時代には、幕府が老中松平定信の命により、江戸石川島に輕犯の出獄者や浮浪者らに授産も含めた自立支援的な施設として設置した人足寄場（のちの石川島監獄≡巢鴨監獄）において中沢道二らの心学者によって月三回の心学講話が行われていたものがその祖型とされる。とくに行刑にかかる法制度が整備される明治維新以後は、慶応四・明治元年（一八六八）年十月に仮刑律、明治三（一八七〇）年十二月に「新律綱領」を制定、これにより石川島、佃島の人足寄場はそれぞれ徒場と改称され、その後、明治四（一八七一）年七月に廃藩置県がなされて旧藩法に基づく刑罰が禁止された。明治五（一八七二）年四月には、太政官布告第一一三号にて懲役法が制定されるが、笞杖の罪は一回を一日に換算し、懲役に服させるという内容を含むものであった。⁸⁾

いわゆる行刑制度の基礎となるのは、わが国最初の監獄法とされる明治五年十一月二十九日の太政官布告三七八号「監獄則並監獄図式」の制定である。「監獄則並監獄図式」の制定の四か月前にあたる、同年七月一日には、英国ロンドンで第一回万国監獄会議が開催された折に、「宗教・教育・労働」が行刑の基調であるとされ、時を同じくして国内では真宗大谷派の僧侶である鶴飼啓潭が名古屋監獄の徒場にて仏教による囚人教化を徳川慶勝愛知県知事に請願して県より認可を得ており、同八月には真宗大谷派の僧侶である蓑輪対岳も同様に巢鴨監獄（現在の府中刑務所）にて

囚人教化を認められたこともあり、啓潭・対岳両名による囚人教化の開始が宗教教誨活動の嚆矢とされている⁹⁾。しかし、新律綱領に比べて欧式を大胆に取り入れた監獄則に基づく矯正処遇の実施には、莫大な経費を必要とすることから、政府予算を所管する大蔵省からの反対を受けることとなり、司法省は翌年四月八日の太政官達第一二九号にて、監獄則の施行は予算上不都合につき当分の間、その施行を見送る旨が令達されることとなった。ただし、司法省布達第六十一号にて地方に監獄建築がない所でも予算に差支えない禁囚処遇および懲役法についてのみ施行便利の地において監獄則により任意で実施することとされた¹⁰⁾。翌七（一八七四）年には、政府より下野していた江藤新平らが起こした佐賀の乱の国事犯の分散拘禁が実施されたことにより、囚人の遷善教化として、いわゆる宗教者による教誨事業が導入されることとなり、この折の教誨は一・六の免業日が教誨日とされ、あくまでも宗教者個人の篤志の発起によつて請願を行い、地方庁により許可された神官、僧侶らによつて指定の日に輪番で教誨が実施されたが、この当時は、政府の主導により大教宣布の詔に基づいて国民教化運動が大々的に実施されている時期にもあたり、教誨活動にも「三条の教則」などの影響があつたものと考えられている¹¹⁾。

教誨にかかる近代法制度が法的に確立したのは、明治五年の監獄則の制定から九年後、明治十四（一八八一）年九月二十日の「改正監獄則」の制定であると考えられている。しかしながら、その前段階として、この改正監獄則の制定より遡ること二年半前の同年三月十八日に、太政官達第一三号により、囚人給与規則が廃され、在監人給与規則が定められて七月一日より施行されている。同じく三月二十日には、「司獄官吏及傭人設置制度及傭人分課例」（内務省達乙第十六号）が制定され、法文上、初めて現在のいわゆる教誨師の職掌にあたる意で「教誨師」の名称が使用されており、傭人の設置程度として「教誨師、人員 俸金適宜」とされた。ここに「適宜」とは記されたものの、教誨師の活動に対する俸給（報酬・給与）にあたる「俸金」の語が記載されることとなった。また、内務省達乙第十五号に

よって「監署雜則並に書記看守長以下分掌例、傭人分課例」も定められ、「教誨師 一、改過遷善ノ道ヲ講説シテ囚徒ヲ教誨ス」と定められた。改正監獄則では、第九十二条で「已決囚及ヒ懲治人教誨ノ為メ教誨師ヲシテ悔過遷善ノ道ヲ講セシム」、第九十三条にて「教誨ハ免役日又ハ日曜日ノ午後二於テ其講席ヲ開クモノトス」と定められており、これら条文によって教誨師の役務と教誨実施日が法的に位置づけることとなった。

なお、この際、監獄に関する費用を地方の府県が支弁する制度へと変更したことに伴って、監獄に常時在勤（常置）する教誨師は、財政上余裕のある府県を除いては、官費による任用、つまり俸金（給与）の支弁が困難となった。そのため、比較的財政面で余裕のある仏教の各宗派によって教誨師の給与を支出することが可能な教団派遣の常置教誨師が多数を占めることとなり、この改正監獄則の発布以後は、特に浄土真宗本願寺派、真宗大谷派からの教誨師が各監獄の教誨師の大半を務めることとなった。明治十九年の地方官官制の改革で府県教誨師、監獄医は判任官待遇とされたが、その後、各府県の財政が窮乏となると、専ら懲治人教育の任にあたる教誨師については官費から給与を支出するが、悔過遷善の道を講ずる宗教教誨師に対しては、官費から些少の手当が支給されるか、もしくは全くの無給であった。⁽¹³⁾従って、各仏教宗派の本山から派遣された教誨師に対しては、官費からは俸給がほぼ支給されなかったことに鑑みて、毎月の手当及び旅費を給与補助の形で支出していた。例えば、愛知県では真宗大谷派からの派遣の常置教誨師には、一人月給八円とされ、三重県の真宗高田派からの派遣教誨師には同派より一人月給三〇円を給与として支給していたことが知られている。⁽¹⁴⁾つまり、常置教誨師を給与面に基づいて考えると、本山より派遣され行刑施設に日々在勤して矯正教育（懲治人教育）の任にあたる教誨師と、本山より派遣されいわゆる宗教の話を行う宗教教誨（講義）を行う教誨師という二通りの教誨師がおり、前者には、給与が官費から支払われていることに対して、後者は、官費から給与は払われず、手当が給与補助という名称で支出されていたのであるが、こうした俸給や手当の

支給の在り方の改善は、「俸給についても八円と云ふような事ではひどいじゃないか、看守でも九円は貰っている。そこで何回も県会に提案したこともありました」という声もあった一方で、「当時は只でもやりたいと云ふ人があった⁽¹⁵⁾」というように増俸の必要はないという意見の事由もあり、俸給の増額は監獄改良の上でも課題の一つとなっていた。

その後、明治三十三（一九〇〇）年四月に勅令第一六六号にて司法省の官制が改正となり、行刑・矯正行政の所轄官庁が変更となり、監獄の管轄であった内務省監獄局が七月に設置された司法省監獄局へと移管されることとなった。これに先立って同年一月には、府県監獄費及府県監獄建築修繕費ノ国庫支弁ニ関スル件（法律第四号）が公布され、監獄関連費用が地方府県費ではなく、十月一日より全て国庫からの負担、支弁となった。ついで明治三十六（一九〇三）年三月二十日の勅令第三五号にて公布された監獄官制により、監獄医及び教誨師は、国家公務員の判任官待遇から、奏任官待遇への昇格の方途が開かれることとなったが、当時は、日露戦争の開戦直前の時期でもあり、海軍の軍備拡張のため、国家予算が逼迫していたこともあって、教誨師の俸給制度の抜本的改善までには至らなかった。結果として、明治三十六年四月には、司法省訓令監秘第三〇号、監獄医、教誨師教師薬剤師職務規程が、また訓令第二五号にて監獄医教誨師教師薬剤師俸給規程が発せられることとなったが、この規程では、前述した矯正教育の任にあたる教誨師の判任待遇は俸給が月額一〇円以上、五〇円以下とされた。なお、同時期にあたる明治三十年当時、判任官である警察巡査の初任給が月額九円で現在の金額に換算すると約一八万円程度、小学校教員が八円（一六万円程度）、新聞記者は月給二〇〇円（約四〇〇万円）と考えられることから、⁽¹⁶⁾教誨活動が行刑施設内での常勤にて非常に精神的負担の大きい業務であるにもかかわらず、官吏としての教誨師の俸給は、一定額に抑制されていたものと考えられる。また、この監獄官制の公布により、内務省に属する集治監が廃され、監獄はすべて司法省の直轄に所属する

こととなり、新職制として教師という職が設けられ、教育と教誨との分離が行われることとなり、官制に基づき典獄五七名、看守長七七二名、技手二三名、司法省令に基づき監獄医二〇六名、教誨師一八〇名、教師三〇名、薬剤師五二名、看守八四五五名、女監取締四二五名の定員が定められた。

明治三十九（一九〇六）年三月には、監獄医、教誨師の奏任官待遇が実施され、これに伴い、政府としてもその給与を国家予算より支出することとなった。次いで明治三十九年十月に奏任及判任待遇監獄職員給与令（明治三十九年十月十一日、勅令第二七六号）があらためて發布され、新たに奏任待遇監獄医及び教誨師の俸給が定められることとなった。さらに特別手当、勤務手当、宿料等を支給することもこの給与令によつて定められ、監獄待遇職員全般に亘つて待遇の改善が図られることとなった。ここでこれまで「俸金」、あるいは「俸給」という用語で登場していた教誨師の「給与」の語が定まることとなった。その後、終戦前の昭和十八（一九四三）年には、判任官待遇八四名、奏任官待遇五四名が官吏待遇を受けて教誨活動の任務にあたっていたことが知られており、教誨に使用する仏具などその他の諸費も含めて多額な国費が教誨活動のために支出されていた。

ついで明治四十（一九〇七）年三月には、刑法が改正、同四十一（一九〇八）年三月二十八日の「監獄法及び監獄法施行規則」が制定された。同法の制定以後も明治三十九年の勅令第二七六号によつて制定された教誨師の俸給、給与の改正はなく、その待遇、給与制度自体には変化がなかった。官吏としての刑務教誨師制度の廃止がなされる終戦以後、昭和二十二（一九四七）年三月十日の司法省行刑局長通牒「宗教教誨制度改革に伴う人事の件」が発せられるまで、教誨師に対する官費支給の給与制度は継続することとなった。昭和十八（一九四三）年には、少年刑務所の組織が一部改正され、教誨と教育の業務を担当していた教務課に代わつてあらたに教育課が設置され、従来の教誨師は教師兼教誨師として活動の領域が拡大されるに至った。

終戦間近の昭和二十（一九四五）年六月には、教誨師は、待遇官から本官への扱いとなり、奏任官待遇、判任官待遇としての官吏待遇から、本官としての官吏に正式に格上げされ、官名も刑務教誨師となった。¹⁷それゆえ、この時代には、各監獄（刑務所）にて本願寺派、大谷派の仏教僧侶を中心とした官吏としての教誨師が宗教教誨を務めていた。また、第二次世界大戦の戦局が激しくなるなかで、行刑施設も罹災したが、東京府の依頼に基づき、受刑者が市街地の罹災死体の埋葬作業に当たり、教誨師が同行して鄭重に埋葬作業の業務に携わるということもあったと伝えられている。¹⁸

なお、監獄法については、大正期以降も改正の動きがみられたものの、なかなか進展せず、戦後その動きが顕著となったのは昭和五十年四月以降、法制審議会監獄法部会で審議が重ねられて以降のことであった。しかし、その改正作業は難航し、改正案が国会に提出されても実質的審議がなされることなく廃案の憂き目に遭っていたが、平成十七（二〇〇五）年五月十八日に代用監獄などに絡む未決関係法案を分離した形で「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」（平成十七年五月二十五日法律五〇号）が成立、改正施行された。同法律では、外国語による面会や刑事施設視察委員会の設置など監獄法にみられなかった規程が導入されたものの、刑事政策・獄制、行刑史の分野からは唐突な改正への批判も見られた。¹⁹とはいえども我が国の教誨制度を明治・大正・昭和・平成と一〇〇年以上の長きにわたって規定してきた監獄法および監獄教誨の名はこの改正によって消滅することとなったのである。

二、戦後の神社神道の教誨師の復活とその待遇

戦前期に神社（神社神道）、仏教、教派神道などの各宗派によって各地の監獄で開始された教誨活動であったが、先に述べたような監獄にかかる経済的事情もあって、明治四十年代以降は、ほぼ浄土真宗ならびに真宗大谷派による

独占的な形で教誨活動がなされていた。神社神道に関しては、かつて拙稿でも明らかにしたように、明治六年頃から新潟や松江等の監獄にて教誨が開始されていたが、明治十五年の神官教導職の廃止、十七年の府県社以下の教導職の廃止以後は、神職が教誨活動へと従事することが困難となったため、各監獄から神職の教誨師が徐々に辞職して僧侶の教誨師へと交替、二十四年には長年、神職や出雲大社教の教師による教誨が行われていた松江監獄でも僧侶に交替したため中断、三十六年には東京の鍛冶橋監獄でも神道大成教の教師による教誨が中断したため、神社神道の神職・教派神道の教師による神道教誨活動は途絶していた。

昭和二十年八月十四日のポツダム宣言の受諾、翌日の玉音放送により、わが国は長きにわたった第二次世界大戦を敗戦という形で終結を迎えることとなった。その後、同年九月二日の米軍艦ミズーリー号の船上で敗戦文書の正式調印を経て、二十七日（一九五二）年四月二十八日のサンフランシスコ講和条約の発効に至るまでの約六年七か月にわたる連合国軍最高司令官総司令部（GHQ／SCAP、以下GHQと称す）による我が国の占領、間接統治が開始されることとなった。

GHQによる種々の指令は、単に陸海軍の廃止という軍事面のみならず、戦後の我が国の政治・経済・教育など、統治・自治機構のみならず、あらゆる面での変革を余儀なくされることとなったが、そのなかで神社神道をも含む宗教に対する行政施策も数多く実施された。その発端となるものは、ポツダム宣言の第十項「…言論、宗教及思想ノ自由並ニ基本的人権ノ尊重ハ確定セラルベシ」という条項であり、これを受けて同年十月四日にGHQから出された「政治的、市民的、宗教的自由ニ対スル制限ノ撤廃ニ関スル覚書」、いわゆる自由の指令が発せられた。この指令によって行刑施設における宗教教誨も少なからず影響を受けることとなり、とくに刑務所内の宗教上の礼拝については司法省から十二月に刑政局長依命通牒刑政甲等が発せられ、仏壇や神棚が撤去させられた経緯があったが、昭和二十

一（一九四六）年十月に「行刑教化の充実について」、同十一月には行刑局長通牒行甲一二九号「宗教的儀式及び行事の実施について」が出された後に徐々に緩和されることとなり、刑務所での矯正教化の充実が図られることとなった。加えて、司法省行刑局（のちの法務省矯正局）の通牒によって、各教宗派の儀式及び行事はそれぞれ深遠なる教義に基づくものであり、大いに尊重すべきものとされた。

その後、昭和二十二（一九四七）年五月三日からは、現行の日本国憲法が施行され、第二〇条および八九条にて厳格な政教分離規定が定められた。それより二ヶ月前の三月に行刑局長依命通牒行甲二三六号「宗教教誨制度改革に伴う人事に関する件」が施行、さらに同年四月一日には政府の側では法務府（現法務省）設置法が昭和二十三（一九四八）年二月十五日に施行され、それまでの司法省が法務府となったことに加えて省内の官制改革に伴い、教誨師であった司法教官は司法事務官とされ、嘱託もすべて解任された。この改正により、それまで官制に基づき、行刑施設内に常勤する刑務職員・嘱託が宗教教誨を実施することは、事実上不可能となり、官制に基づく公務員としての身分の教誨師ではなく、民間の宗教者に委嘱する形での宗教教誨活動として実施するものの、その場合、嘱託名義は用いないこととなった²¹。また、憲法第八九条の規定により、給与を含む国費から教誨に対する費用が支出できないため、各施設の教誨師は、各々の所属宗派からの助成を受けて宗教教誨を行うこととなった。司法教官ならびに嘱託による宗教教誨は憲法第二十条三項に抵触するものとして一切禁止されたことにより、官吏・官吏待遇の宗教者による宗教教誨は終わりを告げるに至った。

その後、二十一年十一月の行刑局長通牒行甲一二九号「宗教的儀式及び行事の実施について」と昭和二十三年三月二十四日には、法務府矯正総務局長通牒甲一五〇号「宗教教誨の実施について」が出され、宗教教誨に関する規制が緩和されるに至り、とくに二十三年の矯正総務局長通牒甲一五〇号「宗教教誨の実施について」の通達は、新制度に

よる宗教教誨活動の一層の充実を図るよう各行刑施設へ指示が出されたものとして知られている。

一方で、司法教官にかかる官制改革に基づき従前の形態による公的な教誨師の活動は幕を閉じたこともあり、新たな教誨師の選出と派遣の在り方が求められることとなった。そのため、前年十一月に日本宗教連盟本部に設置された宗教教誨中央委員会と同地方委員会が選定した教誨師を各行刑施設へと派遣するという方法が採用されることとなった。制度の転換に伴って民間の宗教者が行刑・矯正施設で実施する宗教教誨となったが、施設のある各都道府県では宗教教誨地方委員会を設置して各宗教派から適当な人材を推薦、施設の要望に沿って選定した教誨師を派遣するという形態を取るようになった。この教誨師の施設派遣にかかる形態の変化によって、それまで浄土真宗本願寺派や真宗大谷派による独占的な教誨活動から、各宗教団体から行刑・矯正施設に派遣された教誨師による施設での教誨活動が行われることとなったのである。こうした経緯とも相俟って昭和二十一年二月三日に設立された神社本庁では、同年十二月二十六日に神社本庁教誨師規程を制定した翌年、日本宗教連盟宗教教誨中央委員会の依頼に基づいて、昭和二十三年二月二十一日に東京の大森神社の大森良宮司をはじめ、岩手県の伊藤右京川島神社宮司、佐賀県の山口良吾佐嘉神社宮司、鹿児島県の青木直敏伊佐智佐神社宮司の四名が教誨師として推薦され、教誨師としての教誨活動が開始されたのである。⁽²²⁾ この推薦を契機として翌二十四（一九四九）年六月までには、委員会から派遣された三五四名のうち神社本庁では五四名の神職が教誨師として矯正施設へと派遣されるに至ったのである。⁽²³⁾

戦後の教誨活動の草創期である昭和二十三年から三十二年頃にかけては、教誨活動そのものの定義をめぐって議論がなされることとなった。それは、行刑施設側との間に憲法の定める政教分離規定との兼ね合いで当時現行法律として生きていた監獄法の第二九条「受刑者ニハ教誨ヲ施ス可シ」とある「教誨」が、いわゆる矯正教育としての「一般教誨」を指すのか、そもそも「教誨」の語そのものに宗教的意味が含まれており、「教誨師ヲシテ悔過遷善ノ道ヲ講

ゼシム」とする改正監獄則以来の「宗教教誨」を指すのかという点であり、この点をめぐって議論が重ねられたものの、行刑施設の側が宗教教誨に対してやや消極的であり、かつ憲法の政教分離規定のため、宗教教誨を行う教誨師为国が任免、委嘱、解嘱をすることには疑義が生ずることもあって、同じボランティアの性質を持ち、宗教者が関与する保護司が法務大臣委嘱の非常勤公務員、篤志面接委員が法務次官通達による管区長委嘱、といったような形態を戦後取ることができなかったことにある。それゆえ、教誨師の法制上の身分の確立は、当時の第一の懸案事項となっており、議論の的ともなっていたが、昭和三十二（一九五七）年十月一・二日に広島で開催された第四回全国教誨師大会において、「民生委員及び保護司は国の機関が当然行すべき業績を民間に委嘱されているのであるが、宗教教誨は国の機関が直接行すべき性質の業務ではなく、たとえ宗教教誨施行の場所が矯正施設という国の機関の中であっても実施の主体はあくまでも篤志の民間宗教家であって、両者の業務の性質は根本的に総意するものである。それ故にこそ、宗教教誨という仕事が他のいかなるものの追隨を許さぬ尊さを持ち、独特の内容を持つものであり、又、それが教誨師としての誇りを高め得る」として、法制上の身分の無いところにこそ宗教者としての誇りがあるとの意見により、昭和二十九（一九五四）年の第一回全国教誨師大会以来、議論が重ねられた教誨師の身分・待遇論議については一旦終止符を打つに至った。⁽²⁴⁾ その一方で法務省の矯正当局は、大蔵省に対して宗教教誨の必要性を重ねて説き、矯正教育、教化の施策における重要性から昭和二十八年度に国家予算の費目に宗教教誨にかかる費用として四八〇〇〇円が初めて計上されるに至った。⁽²⁵⁾ 翌二十九年度予算でも四〇三〇〇〇円が計上され、その後も増額されるに至った。⁽²⁶⁾ 国家予算に宗教教誨に関する費用が認められたことは、宗教教誨の事業にかかる重要性とその公的性格が認識された結果でもあり、政教分離問題にかかる法解釈の上でも大きな進歩でもあった。

三、教誨師の「駐在」について

前述したように、神社本庁教誨師は昭和二十二年に教誨師規程が整備され、規程上、各都道府県神社庁の「駐在」教誨師という形をとっている。しかしながら、この「駐在」という点については、昭和二十三年四月一日発行の『神社本庁規程類集』（初版）によれば、同規程の制定当初は、「駐在」ではなく「所在」という表現となっており、当初は単に人の有無を示す意の「所在」という文言となっている。「駐在」という記載となったのは、規程集から確認すると昭和二十七年二月に神社本庁教誨師規程の改正の際に変更されたものである。²⁸⁾

「駐在」は通常、「①一定の場所にとどまっていること。②官吏・商社員などが派遣されて、職務のためにその地にとどまること」²⁹⁾、もしくは「公務員などが派遣された任地に一定期間とどまっていること」³⁰⁾とあり、一定の場所に相対当の期間滞在していることを示す語であるが、神社本庁教誨師を含む、現在の宗教教誨師における「駐在」という形式は、先に述べた昭和二十三年当初の日本宗教連盟宗教教誨地方委員会の設置に基づく、教誨師の選定という過程で、行刑施設のある各都道府県では宗教教誨地方委員会を設置して各教宗派から適当な人材を推薦、施設の要望に沿って選定した教誨師を派遣するという形態を取っていたために制度上、神社の包括宗派である神社本庁が直轄の教誨師を任命して、これを便宜上出先機関たる神社庁に駐在という形で置くこととして、行刑施設へと教誨のために出向する形を取ったためであり、それに適応する形で昭和二十七年に「所在」から「駐在」という語に改正されたものと考えられる。そのため、規程上の「駐在」という語が本来の語の意味と照らし合わせても異なる面があり、果たしてこの語を用いることが適切かどうかという問題もあろう。規程の文言上、この「駐在」の語は、昭和二十七年の改正後、約七十年の間変わっておらず、規程上では現在も「神社庁に駐在する教誨師」³¹⁾「駐在神社庁」「神社庁に常駐」

といった表記で記されている。加えて昭和二十三年五月十九日の規程第十号で定められた「参事及び教誨師給与補助規程」では、「給与補助」という言葉も散見される。そもそも「給与」の語は、「金品をあてがい与えること」あるいは「官公庁や会社などに勤務する者に支給する給料・諸手当その他の総称」、もしくは「勤め人の給料・諸手当などを指す」とされており、労働者に対して、雇用主が支払う報酬や給料と考えられるが、この教誨師の活動の場合、実態としては神社から各行刑施設へ一時的に教誨師が外向するのみで、かつ戦後は、民間ボランティアとして知られているのは、神社本庁教誨師に対して神社庁に「常駐」・「駐在」あるいは「給与」という文言が使用されているのは、戦前期からの行刑施設に常置して官費から給与を貰い活動を行っていた教誨師の在り方から考えると、戦後の神社本庁教誨師規程に登場する「給与」の語の示す意味、その趣は全く異なるものであると考える。つまり、この規程でいうところの「常駐」・「駐在」は、神社本庁にて教誨師という役職を置き、包括下神社の神職を任命して出先機関である神社庁に常時設置し、行刑施設の管内となる神社庁から教誨師を派遣するという点で、役職の「常設」「常置」的な意味での常駐、駐在という表現であると考えられる⁽³⁴⁾。

また、同じく本庁教誨師規程上の「給与」の語についていえば、同教誨師規程では、第六条に各県神社庁が教誨活動の報酬たる給与の支出を月例で行うように記されているが、併せて神社本庁では、現在、規程にある「給与補助」という文言に基づき、各施設での一年間の教誨活動の実績に応じて、教化部を通じて教誨師のいる神社庁へ補助金を支出している。この本庁教誨師への「給与」・「給与補助」という表現についてであるが、現在、僅かな金額ではあるものの行刑施設での宗教教誨活動の実績がある教誨師に対しては、各行刑施設に国庫等から支出される形で各教誨師に謝金⁽³⁵⁾が出されている⁽³⁷⁾。しかしながら、教誨師の居住する地域が、刑務所や少年院に至近とは限らず、実際に担当する教誨師の行刑施設が居住地からかなり遠方のケースもある。それゆえ、行刑施設へと外向するための乗用車などで

の移動にかかるガソリン代などの費用、車を運転しない場合、居住地からのバス代やタクシー代、駅からの鉄道運賃など、公共交通機関の乗車費を含めて、先に述べた僅かな謝金で教誨師の活動自体にかかる費用をすべて賄いきれる場合もあれば、弁償できるほどの金額ではない場合も考えられる。加えて、神社本庁教誨師は、神社庁の駐在という形を取っていても、実際には、神社庁にいわゆるキリスト教のチャプレンのような形で常駐しているわけでなく、すべて任命された神職個人の篤志に基づく奉仕活動にて宗教教誨のため行刑・矯正施設に各奉務神社から出向しているため、交通費のほか教誨の折に講話として話す内容の作成のための本や資料など教材購入費用や高額な各県教誨師会の会費、関連集会などへの出席費用、自己の研鑽のための種々の研修会などの出席などは、すべて教誨師の自弁であり、ほとんどの教誨師は経済的負担が大きく、かなり金銭的に辛い中で活動を強いられている現状にある。³⁹⁾つまり、いわゆる民間ボランティア活動の一種である宗教教誨活動に対して、神社庁が「給与」と称するものの、交通費等の実費弁償の補助的費用に近い意味がこの神社本庁の給与補助には含まれているものと考える。⁴⁰⁾また、規程上は第六条に「月例給与をするとき」とあるが、この「給与」には月額で支給される給与なのか、同じく第六条にある神社本庁からの給与補助金のように年額で支給されるものかどうかという点もあろう。

なお、税務上は、この給与補助や神社庁の教誨師への給与をいかに考えるかという点で、仮に実費弁償分以下になるとしても各教誨師の施設までの交通費の金額および出向回数は一律ではないため、一定金額と回数にて換算する形で給与補助を与えることにはやや問題があり、僅かな金額であっても「給与」という名称から税務当局に課税の有無の対象となる可能性も含め、いらぬ誤解が生じる恐れもあろう。そのため、今後、より慎重に制度的な配慮や各教誨師ごとに支給額、支給対象となる内容へのより細やかな配慮・対処が必要となるものと考えるが、その一方で各教誨師の神道教誨活動に対して、神社・神職の包括団体としての経済的な支援・対応を実施しているという点では評価さ

れるべきものであると考える。先に述べたように教誨師の活動そのものにかかる費用から考えると、現状、各教誨師が、教誨師としての活動を継続するための自己の持ち出し額が大きく、著名大社の宮司や禰宜クラスでもない限りは、一神職としては、かなりの費用負担となっており、前節までで述べてきた戦前期の行刑施設への駐在教誨師として官費負担であった時代の教誨師の在り方にも鑑みても、現状は組織的な支援がかなり不足しているものと考ええる。それゆえ、教誨師の教誨活動への手厚い支援を神社本庁という包括団体内での規程で制度的な改善をしてゆくことは必要であると考ええる。神社本庁教誨師規程の第三条にある教誨師の任用条件などで平成以降に、規程改正をなして条文上の整理を行ってきたこと以外にも神社本庁当局においても積極的にこの待遇面での改善に向け、教誨師の活動の在り方を教誨活動の充実の方策の一環として検討すべきものと考ええる。

おわりに

平成三十（二〇一八）年には、昭和二十三（一九四八）年二月に神社神道の教誨師が任命されてより、七〇年という節目を迎えたが、令和四（二〇二二）年には、近代教誨活動の開始から一五〇年という佳節を迎える。

本稿では、教誨師の教誨の実態や内容ではなく待遇面について、とくに戦後の神社神道の教誨師を対象として、戦前期からその沿革を概観しつつ、戦後の神社本庁教誨師の規程および待遇、制度面での問題を「常駐」・「駐在」・「給与」という語をキーワードに検討してみたが、戦前、戦後を比較すると宗教教誨および教誨師の法制上の位置づけは、現行憲法の政教分離規程の問題もあり、身分・待遇面では官制に基づく教誨師の時代と比較して大きく変化する事となったといえる。また、税務面でも本庁教誨師規程にある「給与」ないし「給与補助」の措置については、実際に、交通費や教材費用などの実費弁償的な措置として支給されているものの、税務当局などからみれば、活動に

対する当局の理解不足はもとより、神社庁、神社本庁から支給される「給与」「給与補助」の語の意味、意義等から課税対象となる可能性やその誤解が生じるおそれもあることを指摘した。加えて待遇面では、神社本庁の現行の教誨師制度では、その規程上の任用要件からもみても、いくら意欲があっても神職自身に一定の経済的な余裕はもとより、神職としての実務経験である一定の神職歴を有していなければ、⁽¹¹⁾ 教誨活動を継続することは困難である。石川県教誨師会の会長を務める松尾神社の松本昌文宮司が指摘するように、⁽¹²⁾ 多くの宗教教誨師が金銭的に苦しい中で活動を続ける現状や、先に掲げた第四回全国教誨師大会で出された意見である「宗教教誨という仕事が他のいかなるものの追従を許さぬ尊さを持ち、独特の内容を持つものであり、又、それが教誨師としての誇りを高め得る」という考え方からみても、その「尊さ」を持つ教誨活動に相応しい経費面での組織的な支援、教誨内容の充実に向けた教学面も含めた組織的なバックアップが全国教誨師連盟などとも連携しつつ、今後より必要となつてゆくものと考ええる。加えて矯正教化、獄制史を五十年以上にわたつて研究してきた重松一義が「行政の一般的な事務と異なり、とりわけ困難な刑務所の運営は、所詮処遇（人の取扱い）の場として、優れた法制と同時に優れた職員が存在が必要とされる」⁽¹³⁾と説くように、現行制度上は官吏ではないものの、行刑施設にて矯正教育の一端を担う教誨師の能力、資質向上は、行刑施設の職員の資質向上とともに受刑者の改善更生意欲の喚起と社会生活に適應する能力や意欲の育成の上でも重要なファクターとなるものと考ええる。

平成十九年四月に、山口県美祿市に我が国初のPFI手法を活用した刑務所である美祿社会復帰促進センターが開庁してから十年余を経た。その後も官民協働で法務省が所管する公の施設である行刑施設において刑務官の所管事項を除き、民間の登録事業者（営利法人）への行刑施設の大幅な運営委託が徐々に増加しており、⁽¹⁴⁾ 矯正教育においても民間委託が開始され、その検証が進められている。⁽¹⁵⁾ この他にも昨今の風潮のなかで、各省庁や地方自治体の行う公の

事業や公共施設の維持運営に民間の活力を導入する事例が増加しており、まさに「公」そのものの役割、「公共」・「公益」のあり方が問い直されてきている現状にある。⁽⁴⁷⁾ それゆえに今後も教誨活動を担う教誨師への教育・援助技術の教授を含む各教派・宗派からのさらなる経済的、教学的側面から支援と、法制上の身分の確立はもとより、行政との兼ね合いにおいて民間のボランティアである教誨師への活動に対する謝礼など待遇面の是正は、今後の矯正事業の在り方を問い直す上でも、あるいは給与補助をめぐる課税・税務問題の解決を含む、宗教教誨のさらなる充実のためにも急務な事項であるものと考ええる。宗教者たる教誨師の持つ歴史的経緯も含む教誨活動の「公」的な側面、あるいは神職や僧侶の持つ公共性と公益性、宗教者の社会貢献活動を再考する上でも今後もこの問題を様々な角度から引き続き考えていきたいと思う。

註

- (1) 「都下三刑務所へ 教誨師を推薦」『神社新報』八二号、昭和二十三年二月二日付、二面。
- (2) 「神社界から四氏 宗教教誨師を推薦」『神社新報』八七号、昭和二十三年三月八日付、一面。
- (3) 「神社本庁教誨師規程」昭和二十二年十二月二十六日、規程第二号、神社本庁編『神社本庁規程類集 平成二十九年版』神社新報社、平成二十五年、一七六―一七七頁。
- (4) 繁田重爾『「悪」と統治の日本近代 道徳・宗教・監獄教誨』法蔵館、二〇一九年、赤司友徳『監獄の近代―行政機構の確立と明治社会』九州大学出版会、二〇一九年、など。なお、宗教教誨や少年感化に関する先駆的な業績としては、『少年懲戒教育史』や『日本刑罰史年表』『日本の監獄史』など法務省矯正研修所教官でもあつた重松一義（元中央学院大学教授）の一連の矯正、行刑史研究が挙げられる。
- (5) 藤本頼生「神道福祉研究ノート」『神道宗教』一八三号、平成十三年七月、九七―一四頁、同『神道と社会事業の近代史』弘文堂、平成二十一年、第二部第一章「近代教誨制度の沿革と神道」など。

- (6) 法務省(矯正局)HP「矯正を支えるボランティア」http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei_kyousei09.html (令和二年八月三日閲覧)。
- (7) 教誨マニユアル編集委員会編『教誨マニユアル』、財団法人全国教誨師連盟、平成五年、二七頁。
- (8) 重松一義『日本刑罰史年表』、雄山閣、昭和四十七年、一二〇頁。
- (9) 啓潭、対岳の教誨活動の開始後、翌明治六年四月には浄土真宗本願寺派の僧侶、舟橋了要が岐阜監獄での教誨を許可されており、これが仏教における教誨活動の嚆矢であるが、神社神道においては、同年に新潟・和歌山・福岡・松江・函館の各監獄にて開始されたものが端緒であると考えられている。
- (10) 前掲重松『日本刑罰史年表』一二一頁。
- (11) 中国教誨師連盟編『資料宗教教誨史』中国教誨師連盟、昭和六十一年、七頁。
- (12) 財団法人刑務協会編『日本近世行刑史稿 下』、昭和十八年、二三二頁。
- (13) 前掲『日本近世行刑史稿 下』八二三頁。
- (14) 前掲『日本近世行刑史稿 下』八二三頁。
- (15) 前掲『日本近世行刑史稿 下』八三六頁。
- (16) 山本博文監修『明治の金勘定』洋泉社、二〇一七年、扉頁六〜七枚目部分「明治人の収入」。
- (17) 前掲『資料宗教教誨史』四七頁。
- (18) 前掲『教誨マニユアル』四五頁。
- (19) 重松一義『日本獄制史の研究』吉川弘文館、平成十七年、三八八〜三九〇頁。
- (20) 前掲藤本「近代教誨制度の沿革と神道」『神道と社会事業の近代史』弘文堂、二七七〜三一八頁。
- (21) この行甲二二六号の行刑局長依命通牒では、第五項で「純然たる宗教教誨は收容者の希望を参酌し、民間宗教家に委嘱することとするが、この場合、嘱託の名義は用いない」とされた。
- (22) 前掲「神社界から四氏 宗教教誨師を推薦」『神社新報』八七号。
- (23) この折に仏教一九四、キリスト教六二、教派神道四四名で、神社神道の神職を併せて三五四名の教誨師が派遣された。
- (24) 前掲『資料宗教教誨史』六九〜七〇頁。

- (25) 神社本庁教誨師研究会編『教誨の手引』神社本庁、平成十一年、一八―一九頁。
- (26) 前掲『教誨の手引』一八―一九頁。
- (27) 神社本庁編『神社本庁規程類集』（初版）神社新報社、昭和二十三年、五二―五三頁。
- (28) 神社本庁編『最新 神社本庁規程類集』（昭和廿九年版）神社新報社、昭和二十九年、四一―四二頁。
- (29) 新村出編『広辞苑 第四版』岩波書店、一九九二年、一六六五頁。
- (30) 金田一京助ほか編『新明解国語辞典 第四版』三省堂、一九八九年、八二―八三頁。
- (31) 神社本庁教誨師規程の第六条、七、八条には、教誨師の給与ならびにその活動経費に関する事項が定められているが、その条文には、「駐在」という表現がみられる（神社本庁編『神社本庁規程類集 平成二十九年版』神社新報社、平成二十五年、一七六―一七七頁）。
- (32) 前出『広辞苑 第四版』三〇二頁。
- (33) 『新明解国語辞典 第四版』三省堂、一九八九年、八二―八三頁。
- (34) 一方で規程の条文上だけの解釈であれば、神社本庁教誨師は、神社ではなく各神社庁に普段から毎日常駐して教誨活動の折にのみ、行刑施設へと出向き、その業務の報酬として給与を神社庁より貰うということになる。給与にも月額か年額かという点などもあるが、規程上では、神社庁に常駐するという点でいえば、「本庁の事務所職員」が神社庁に駐在するという点を含めてみてもやや条文上、「駐在」、「常駐」という点にやや矛盾が生じる点もあるものと考えられる。
- (35) 「京都拘置所…職員、公費流用の疑い 教誨師謝礼金、0405年度で20万円」『毎日新聞』二〇〇六年十月六日大阪夕刊、一三頁社会面、「京都刑務所も助成金流用か 3年間で90万円」『朝日新聞』二〇〇六年一〇月二五日夕刊、一二ページ。
- (36) 法務省ウェブサイト、<http://npoweb.jp/modules/news1/images/07112904-moj.pdf>「謝金標準支払基準」の改定について」（各府省申し合わせ）<https://www.mlit.go.jp/common/00129357.pdf>（いずれも令和二年十一月十二日閲覧）。
- (37) 「いま聞きたい 目的は被収容者の更生 県教誨師会会長 松本昌丈さん」『朝日新聞』二〇一八年十一月二十七日、石川全県版朝刊、二六頁。現在でも法務省では、矯正施設における教誨師・篤志面接委員の活動の推進に必要な経費として、民間協力者に対する謝金の支給のための予算が確保されており、その額は注二九にも示した法務省の資料によると、教誨師と篤志面接委員併せて年間約一二五、〇〇〇、〇〇〇円である。この謝金が教誨活動を行った教誨師に支給されているのは、全国の教誨師の教誨回数や

篤志面接の実施回数から考えると一回の教誨についての公金支出は千数百円～二千円程度であると考えられる。なお、この謝礼の有無は、現在、関西地方の教誨師を務める神職B氏にも確認を行った。

- (38) 筆者が以前、関西地区の教誨師のA氏にインタビューしてお伺いした話では、その教誨師の方は行刑施設までの交通費は地下鉄などのわずかな電車代で済むとのことであったが、交通費よりも教誨回数が多かったため、むしろ講話用の書籍の購入など教材費の方にかんがりの経費がかかるため、いわゆる税務上でいうところの必要経費の持ち出しが大変で神社庁や神社本庁の給与補助では賄いきれないという話を伺った。このほか、中国地方の教誨師のC氏（故人）からは、刑務所まで車で行くが、教材費よりも刑務所から直線距離で五〇キロ以上離れていることから、車で行くとガソリン代が意外にかかり、車では老齢につき移動距離もあり大変なので、電車で行くとしても奉務神社は中国山地の山麓の過疎地で駅までと駅からバスやタクシー代がかかるため、交通費がかかって仕方ないという話を伺ったことがある。数例であってもこのように教誨師ごとにそれぞれ交通事情や教材などの準備事情はまちまちであり、個々の教誨師のまさに「篤志」で支えられている現状にある。

- (39) 前掲『朝日新聞』二〇一八年十一月二十七日、石川全県版朝刊、二六頁。

- (40) 神社本庁教誨師の給与補助の金額は、一回の教誨活動に対して数千円程度である。

- (41) 現行の神社本庁教誨師規程では、「教誨事業に特に深い関心と十分な熱意があり」「階位明階を有し、二級神職に相当する者」もしくは「神社庁長が特に適任と認める者」とされてはいるが、ここ二十数年は全国で約一三〇名程度と全体の神職数のわずか五パーセント程度にすぎず、その活動に対する神職自体の全体的な認知度も低いことや行刑施設という特殊な施設での活動でもあるため、神社本庁教誨師には親子二代で教誨師を務める者や、学校教員の経験者、有力大社の宮司や禰宜、神社庁の庁長、副庁長などが一定数を占めており、教誨師のなり手、任用という点ではいまだ課題も多い。

- (42) 教誨活動のためには十分な社会経験も必要であり、教誨師任用に際して神職歴が長いことに越したことはないが、神職身分二級の神職となるためには、初任・中堅神職研修などの直轄研修のほか、各県神社庁主催の諸研修などを受けるほか、少なくとも二十年程度の神職任用歴が必要となるため、現行神職の養成制度上、大学卒業直後の明階取得から換算しても、おおよそ最短でも四五歳前後の神職でなければ教誨師には任用されにくいという現状にある。そのため、神社界では、行刑施設内での大赦行事の奉仕などを除いては、五十代までの気力や意欲の漲る時期に教誨活動に従事しにくいという現状にある。詳しくは、前掲の拙稿「神道福祉研究ノート」にその問題点を論じている。

- (43) 前掲『朝日新聞』二〇一八年十一月二十七日、石川全県版朝刊、二六頁、にある松本昌丈氏のコメント。
- (44) 前掲重松『日本獄制史の研究』三九〇頁。
- (45) 法務省HP「刑事施設における業務の委託の在り方について」(平成二十年八月十八日 刑事施設における業務の委託の在り方に関する研究会) http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei1taku_index.html (令和二年十一月十七日閲覧)。平成十九年四月に美祿社会復帰促進センターが開庁して以降、同年十月に喜連川社会復帰促進センター及び播磨社会復帰促進センターが運営を開始、平成二十年に島根あさひ社会復帰促進センターが開庁するなど、刑事施設が、法務省の矯正管区長の登録法人となっている島根あさひ大林組、播磨大林組、ALSOK、セコムなどの民間事業者が参加して官民協働によって運営される状況が増加している。
- (46) 前掲法務省HP「刑事施設における業務の委託の在り方について」(令和二年十一月十七日閲覧)。
- (47) こうした動きの一つとして、藤本頼生「神社神道と社会貢献の関わりを考える」櫻井義秀・稲場圭信『社会貢献する宗教』世界思想社、二〇〇九年、八五―八七頁、に新公共理念に伴う公施策と宗教との関係性について事例を掲げて論じている。

※尚、本稿は、令和二年度國學院大學国内派遣研究「現代社会における神社・神職の公共性・公益性および社会貢献活動に関する宗教社会学的研究」の研究成果の一部である。